

公 売 心 得 書

入札及び開札の方法	<p>入札に参加しようとする者は、所定の様式の入札書に封をして、締切時刻までに提出してください。なお、代理人の場合は、代理権限を証する委任状を提出してください（印鑑証明書を添付してください）。</p> <p>また、共同で入札される場合には共同入札代表者を定め、その届出をしてください。</p> <p>入札書は、入札者立会のうえ開札します。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、職員を立ち合わせ開札します。</p> <p>売却決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額により行います。</p>
最高価申込者の決定	<p>入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価額による入札者を最高価申込者とします。</p> <p>最高価申込者が二人以上あるときは、更に入札を行い、なおその入札の価額が同じときは、くじで定めます。</p>
入札についての制限	<p>一度提出した入札書は、引換、変更又は取消しをすることができません。</p>
権利移転の時期	<p>原則として、買受代金を納付したときとします。したがって、三重地方税管理回収機構は、代金納付後の財産のき損、焼失等による損害の責を負いません。</p>
売却決定の取消	<p>売却決定後、買受代金を納付するまでに滞納税金が完納された場合、買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しなかった場合、国税徴収法第108条第2項の規定により最高価申込者の決定が取り消された場合等は、売却決定を取り消します。</p>
再度入札	<p>入札者がいないとき、又は入札価額が見積価額に達しない場合は、直ちに再度入札を行うことがあります。</p>
担保責任	<p>公売財産の種類又は品質について不適合があっても、担保責任を負いません。</p>